

新しい「資格登録及び同更新制度」についてのご案内

I. 2017年4月1日から新しい「資格登録及び同更新制度」が適用されます。

協会本部のホームページ「最新ニュース（2016年10月18日付）」でご案内のとおり、2017年4月1日から、新しい「産業カウンセラー資格登録及び同更新制度に関する規程」ならびに「同細則」等の関連規定が改定適用されます。

新しい規定の概要を下記のとおりお知らせしますので、ご参照ください。

1. 対象者

- ①2017年4月1日に資格登録更新をされた方
- ②2017年4月1日以降、新規に資格登録をされる方
- ③2014年10月1日から2017年3月31日までに資格登録された方
⇒移行時の特例措置をⅡ. に記載しています。

2. おもな改定ポイント

(1) 登録基準日：

登録基準日は資格登録日を含む年度の4月1日とします。

また、登録基準日は5年ごとに更新します。

(例1) 2017年4月1日に資格登録更新を行った場合

登録基準日は、2022年、2027年、2032年と5年ごとに更新する。

(例2) 新規に2018年5月に資格登録を行った場合

登録基準日は2018年4月1日となり、それ以降、2023年、2028年、2033年と5年ごとに更新する。

(参考) 一般会員が資格登録会員となる日付は協会が実施する試験の合格日とします。

(2) 更新要件：

①資格更新に関しては、登録期間中に1日6時間の更新研修を受講し、更新料及び会費を払うことにより資格登録を更新できます。

②または自己研鑽のために、本部・支部等で行う2時間以上の研修（以下、「みなし更新研修」という）を6時間以上受講したものは、更新研修を受講したものとみなされます。

※2017年以降、本部または各支部で開催される研修（2時間以上）のご案内に「みなし更新研修」と記載されているものに限りです。

(3) 資格更新研修

資格登録会員を対象に、資格更新研修を毎年、全国主要都市で開催します。

※「資格更新研修」には、ポイントが付与されません。

「みなし更新研修」には、ポイントが付与されます。

Ⅱ. 「資格登録及び同更新制度」改定時の特例措置について

「産業カウンセラー資格登録及び同更新制度に関する規程」等を改定するにあたり、下記のとおり、特例措置を実施いたします。

1. 対象者

2014年10月1日から2017年3月31日までに資格登録された方

2. 登録基準日および資格更新日について

(1) 現行制度が適用され、2022年4月1日が資格登録更新日となり、それ以降、2027年、2032年と5年ごとに登録基準日が更新されます。

※資格登録の更新日は、登録基準日から5年ごとの4月1日とします。

3. 更新要件

(1) 2017年3月末までに現行制度のポイントを取得した場合（ポイント数は不問。ただし、ゼロは含まない）

①必要ポイント数に関係なく、更新要件を充たすものとします。

②その際、必要ポイント数をオーバーした分を含むすべてのポイントが、2017年4月1日にリセット（クリア）されてゼロになります。

※2017年4月1日以降のポイント制度については、改めてご案内いたします。

(2) 2017年3月末までの取得ポイントがゼロだった場合

①改定後の「産業カウンセラー資格登録及び同更新制度に関する規程」が適用されます。

4. お問い合わせ先

「みなし更新研修」については所属支部へお問い合わせください。

以上